

スズメバチの巣の駆除（調査）処理フロー

スズメバチの巣の駆除（調査）を依頼（電話または窓口）

※ 賃貸住宅等の場合は、所有者又は管理者から依頼の連絡をお願いします。

市職員が住所、氏名、電話番号、巣の場所、巣の形状等を聞き取りします。

※駆除業者が駆除（調査）を行う際は、ご依頼者様の立ち会いが必要です。

駆除業者から直接連絡が入ります。
駆除（調査）の日程調整を行ってください。

駆除業者が現地でハチの巣の状況等を確認します。

※立ち会いをお願いします。

※巣が高所にあり、高所作業が必要となる場合は、ご依頼者様に費用負担が発生します。

※巣は目視では確認できないが、家屋内等にスズメバチの巣がある可能性が高い場合は、駆除業者が駆除方法についてご依頼者様に説明します。

→営巣場所によっては、建物の一部解体が必要となることがあります。

→建物の解体や復旧に伴う費用は、ご依頼者様の自己負担となります。

※スズメバチ以外のハチの巣であった場合は、市の駆除対象となりません。

→ご依頼者様自身で駆除を行う場合や、他の駆除業者に依頼する場合は、市の委託業者を帰してもらっても構いません。（この場合、費用はかかりません。）

→市の委託業者にスズメバチ以外のハチの巣の駆除を依頼する場合は、個人契約となり、駆除費用はご依頼者様の自己負担となります。（金額は巣の位置や大きさによって異なりますので、業者に直接お尋ね下さい。）

駆除業者がスズメバチの巣の駆除を行います。

※駆除（調査）後、駆除業者が状況をご依頼者様に説明します。

※ご依頼者様は、「スズメバチ依頼・確認・報告書」に必要事項をご記入下さい。

駆除（調査）作業完了